



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*25 和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則 (会計課)..... 1

*26 和歌山県財務規則の一部を改正する規則 (")..... 3

○ 訓令

*19 和歌山県会計事務決裁規程の一部を改正する訓令 (会計課)..... 3

規 則

和歌山県規則第25号

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県会計職員に関する規則 (昭和39年和歌山県規則第27号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(その他の会計職員) 第6条 略</p> <p>第7条 前5条に規定するもののほか、会計課、総務事務集中課、総務課、税務課、管財課、教育委員会教職員課、警察本部及びかい等の職員で会計事務に従事するもの並びに物品 (基金に属する動産を含む。以下同じ。) の出納及び保管 (使用中の物品に係る保管を除く。以下物品の保管については同じ。) に関する事務に従事する本庁の副課長、各種委員会等の課長及び振興局の部の課長の職にある職員は、これを会計職員とする。この場合において、当該職員が法第172条第1項に規定する職員でないときは、これを同項の職員に併任されたものとみなす。</p> <p>(会計管理者の事務の一部委任) 第8条 法第171条第4項の規定により、会計管理者の権限に属する事務の一部を、別表第2により会計管理者をして出納員に委任し、当該事務の一部を、別表第3により当該委任を受けた出納員をして収納員及び前条に規定する会計職員に委任する。</p> <p>(会計課等の出納員の会計事務) 第9条 略 2 総務事務集中課の出納員は、委任事務及び次に掲げる事務をつかさどる。 (1) 略</p>	<p>(その他の会計職員) 第6条 略</p> <p>第7条 前5条に規定するもののほか、会計課、総務事務集中課、総務課、税務課、管財課、教育委員会教職員課、警察本部及びかい等の職員で会計事務に従事するものは、これを会計職員とする。この場合において、当該職員が法第172条第1項に規定する職員でないときは、これを同項の職員に併任されたものとみなす。</p> <p>(会計管理者の事務の一部委任) 第8条 法第171条第4項の規定により、会計管理者の権限に属する事務の一部を、別表第2により会計管理者をして出納員に委任し、当該事務の一部を、別表第3により当該委任を受けた出納員をして<u>収納員</u>に委任する。</p> <p>(会計課等の出納員の会計事務) 第9条 略 2 総務事務集中課の出納員は、委任事務及び次に掲げる事務をつかさどる。 (1) 略 (2) <u>物品 (基金に属する動産を含む。以下この項において同じ。) の出納及び保管 (使用中の物品に係る保管を除く。) に関すること (他の出納員の所掌に属するものを除く。)</u>。</p>

(2)~(4) 略
3・4 略

(教育委員会教職員課の出納員の会計事務)
第9条の2 教育委員会教職員課の出納員は、その所掌事務に伴う市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条の規定に基づき県が負担する旅費及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年和歌山県条例第25号)第12条の規定に基づき県が負担する費用弁償に係る支出負担行為の確認及び支出に関する事務をつかさどる。

別表第2 (第8条関係)

出納員名	委任事務
略	略
2 総務事務集中課の出納員	(1) 略 (2) <u>物品の出納及び保管に関すること(他の出納員の所掌に属するものを除く。)</u>
略	
7 警察本部の出納員	(1)・(2) 略 (3) <u>警察本部において取り扱う物品(重要物品を除く。以下この表において同じ。)</u> を出納し、及び <u>保管すること。</u>
略	

(3)~(5) 略
3・4 略

(教育委員会教職員課の出納員の会計事務)
第9条の2 教育委員会教職員課の出納員は、その所掌事務に伴う市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条の規定に基づき県が負担する旅費に係る支出負担行為の確認及び支出に関する事務をつかさどる。

別表第2 (第8条関係)

出納員名	委任事務
略	略
2 総務事務集中課の出納員	(1) 略
略	
7 警察本部の出納員	(1)・(2) 略 (3) <u>警察本部において取り扱う物品を出納し、及び保管(使用中の物品に係る保管を除く。以下物品の保管については同じ。)</u> すること。
略	

別表第3を次のように改める。

別表第3 (第8条関係)

再委任させる事務	会計管理者から委任を受けた者	再委任を受ける者
1 現金を直接収納し、及び一時保管すること。	各出納員	当該出納員の事務を補助する収納員
2 県税納付受託証券を受け入れ、及び一時保管すること。	税務課及び県税事務所の出納員	当該出納員の事務を補助する収納員
3 政令第164条及び和歌山県財務規則第66条に規定する現金を繰替払すること。	会計課及び公営競技事務所の出納員	当該出納員の事務を補助する収納員
4 物品(重要物品を除く。)を出納し、及び保管すること。	総務事務集中課の出納員	当該出納員の事務を補助する本庁の副課長及び各種委員会等の課長
	振興局の各部の副部長の職にある出納員	当該出納員の事務を補助する振興局の各部の課長

別表第4の6の項中「南紀支援学校 はまゆう支援学校」を「南紀はまゆう支援学校」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

和歌山県規則第26号

和歌山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県財務規則の一部を改正する規則

和歌山県財務規則 (昭和63年和歌山県規則第28号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(前渡資金精算票の提出)</p> <p>第61条 資金前渡職員は、前渡資金の支払をした日 (出張に要する前渡資金の支払をしたときは、当該出張の用務を終えて帰庁した日) から起算して7日以内 (和歌山県の休日を定める条例 (平成元年和歌山県条例第39号) 第1条第1項に規定する県の休日の日数は、当該期間に算入しない。) に、前渡資金精算票を出納機関に送付しなければならない。ただし、電子計算組織による人事給与事務処理の対象となる給与その他の給付並びに電気、上下水道、ガス、電気通信役務、料金後納郵便に関する料金 (以下「公共料金」という。) 及び日本放送協会に対して支払う受信料の前渡資金については、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>(前金払)</p> <p>第64条 次に掲げる経費については、令第163条第8号の規定に基づき、前金払をすることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 公用車の登録及び検査に要する経費</p>	<p>(前渡資金精算票の提出)</p> <p>第61条 資金前渡職員は、前渡資金の支払完了後直ちに、前渡資金精算票を出納機関に送付しなければならない。ただし、電子計算組織による人事給与事務処理の対象となる給与その他の給付並びに電気、上下水道、ガス、電気通信役務、料金後納郵便に関する料金 (以下「公共料金」という。) 及び日本放送協会に対して支払う受信料の前渡資金については、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>(前金払)</p> <p>第64条 次に掲げる経費については、令第163条第8号の規定に基づき、前金払をすることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

別表第2の使用料及び賃借料の部中「並びに会場使用料」を「、会場使用料」に改め、「を含む。）」の次に「並びに犯罪等 (犯罪被害者等基本法 (平成16年法律第161号) 第2条第1項に規定する犯罪等をいう。) により害を被った者又はその者の親族その他これらの者と密接な関係を有すると認められる者の安全の確保及び一時保護を行うために使用する施設の使用料 (当該施設の附属設備の使用料を含む。))」を加える。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

訓 令

和歌山県訓令第19号

庁中一般
各 かい

和歌山県会計事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県会計事務決裁規程の一部を改正する訓令

和歌山県会計事務決裁規程 (昭和62年和歌山県訓令第15号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(会計課の政策企画班長、審査第一班長、審査第二班長及び決算班長の専決事項)

第5条 会計課の政策企画班長は、次に掲げる事務を専決することができる。

(1)・(2) 略

2 会計課の審査第一班長及び審査第二班長は、次に掲げる事務を専決することができる。

(1)・(2) 略

3 会計課の決算班長は、次に掲げる事務を専決することができる。

(1)~(4) 略

(5) 歳入歳出外現金の保管金の払渡しの審査並びに払渡更正及び払渡項目訂正の確認

(代決)

第9条 略

2・3 略

4 会計課の政策企画班長、審査第一班長、審査第二班長及び決算班長並びに総務事務集中課の業務第一班長及び業務第二班長の専決することができる事項に係る事案について、当該班長が不在のときは、当該班長の上司がこれを代決するものとする。

(会計課の総務企画班長、審査第一班長、審査第二班長及び決算班長の専決事項)

第5条 会計課の総務企画班長は、次に掲げる事務を専決することができる。

(1)・(2) 略

2 会計課の審査第一班長及び審査第二班長は、次に掲げる事務を専決することができる。

(1)・(2) 略

(3) 歳入歳出外現金の保管金の払渡しの審査並びに払渡更正及び払渡項目訂正の確認

3 会計課の決算班長は、次に掲げる事務を専決することができる。

(1)~(4) 略

(代決)

第9条 略

2・3 略

4 会計課の総務企画班長、審査第一班長、審査第二班長及び決算班長並びに総務事務集中課の業務第一班長及び業務第二班長の専決することができる事項に係る事案について、当該班長が不在のときは、当該班長の上司がこれを代決するものとする。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。